1530 年代の聖書英訳事業

栗 山 義 信

岐阜大学教養部史学研究室 (1972年10月31日受理)

Ι

『テューダ国王布告集』を繙くと、英訳聖書に関する1530年と1539年の二つの興味ある布告を見出すことができる。まず1530年6月22日の「誤謬ある書物および聖書の翻訳を禁ずる布告」から考察すると、この布告が出るに先立ってキャンタベリ大主教ウォーラムの主宰する会議が開かれており、1530年5月24日ウォーラムはこの会議の結論を公表して、人々には自国語聖書を要求する権利はなく、キリスト者が自国語聖書をもつことは不必要であり、それに関する決定はお上に任されているということを明らかにした。この結論にもとづいて発せられたのが上記の布告であって、まずW.ティンドゥル、S.フィシュ、J.フリスの諸著作を誤謬、冒瀆の故に異端と決定し、英訳聖書に関してつぎのように命令した。

さらに、英語の旧新約聖書をもつことがすべての人にとって適切かつ必要であり、また国王陛 下とその貴族および高位聖職者たちは人々がそうすることを必ず許さねばならないという風評が 陛下の臣民の種々多数の人々の間に拡まっており、そのことがわが主権者たる国王陛下の耳に達 しているので、国王陛下には前述の際と同様に両大主教と有徳・賢明・博識の神学者たちと相談 された。そこでつぎのことが全員によって熟考された。すなわち、聖書が英訳されることおよび 聖書が一般民衆の手に渡ることは不必要であること。聖書の配布またその許可あるいは不許可も、 それが適切と考えられるときに、お上の判断にのみよっていること。誤謬説へ民衆が傾きがちな 当節の悪性に鑑み、旧新約聖書を英訳することは人々の魂のしあわせに役立つ利益もしくは便利 よりも、むしろ人々の間の誤謬の継続あるいは増大の契機であること。また古来慣わしとなって いる通り人々が聖書を説教師たちの説教によって解釈してもらうことがより適切であること。し かしながら、今後陛下の民衆たちが現在印刷されている乱脈な英訳旧新約聖書とともにすべての 邪悪な、誤謬のある、扇動的意見を全く捨て去り、仏語や独語で書かれた、あるいは英語で書か れた誤謬ある聖書および他の異端書のすべてが明白に根絶され、永久にこのイギリス王国から放 逐されることが今後国王陛下にとって明らかになるならば,国王陛下は聖書を偉大な学識あるカ トリック人によって英語に翻訳させること――そのことが陛下にとって適切と思われるならば― の用意があることを意図されるものである。

将来異端的見解にもとづかない英訳聖書の出現の可能性をほのめかしながら、ともかく 1530年の時点では英訳聖書の必要を明白に否定したわけである。

しかし、この1530年の布告と対比してもう一つの布告、すなわち1539年の布告をみると事態が大きく転換していることが知られる。それは1539年11月14日の「聖書新訳認可の監督職にトマス・クロムウェルを任命する布告」である。自国語聖書の自由な使用が不都合を生ずる危険性のあること、そして聖書翻訳の審査の必要を述べて、つぎのように命じた。

それ故に、朕は朕のまさしく忠実な最愛の顧問官にして王堅尚書なるクロムウェル卿を朕のために、また朕の名によってつぎのような特別の監督職と責務を受けもつよう任命した。すなわち

クロムウェル卿によって委任され、承認される人を除いて、この王国のいかなる種類の人もしくは人々も今後5年間いかなる形の英訳聖書も印刷すべく企画し、試み、あるいは印刷に着手してはならない。

この布告において全く自由な聖書英訳が認められたわけではなく、依然として聖書英訳には国家管理ともいうべき枠がはめられていた。しかし1530年の布告に現われていた聖書英訳不必要説が撤回されたことは重要な変化を示すものと考えられる。このような大きな変化は1530年から1539年にいたる間のどの時点で生じたものか、またこの変化をもたらした影響力は一体何であったかについて、事実を追いながら、考察を進めて行きたい。

Π

中世ラテン語に代る自国語文学の展開、活版印刷術の利用は自国語聖書の出版を促した。ドイツでは1466年から1522年にいたる間に20種の完全な独訳聖書が印刷されており、フランスでも1487年から1521年までの間にジャン・ドゥ・レリの仏訳聖書は7回にわたって刊行されている。これに対して、イギリスでは英訳聖書はもちろんのこと、主日使徒書・福音書の英訳すらも出版されておらず、わずかにラテン語の主日使徒書・福音書が印刷されていたにすぎなかった。

しかし英訳聖書は、皮肉なことに、国外で準備されつつあった。ティンドゥルは1525年ケルンで四つ折判英訳新約聖書を出版し、つづいてヴォルムスでも八つ折判と四つ折判の英訳新約聖書を出版し、1530年には旧約聖書中のモーセの五書を、さらに1531年には旧約ヨナ書を英訳出版した。この場合、ティンドゥルの翻訳にみられるルター的傾向はイギリスの主教達によって異端とみなされた。前述の1530年の大主教ウォーラムの主宰した会議の結論はこの問題に関係する。この会議にはウォーラム、タンストール、ガードナ、ラティマ、モアらの主教・神学者・知識人が出席したが、保守派が大勢を占め、ルター的見解を異端として退け、英訳聖書を不必要ときめつけたわけである。ただし、カトリック的立場に立つ人すべてが英訳聖書の絶対的不必要を考えていたわけではない。かれらは聖書英訳そのものに反対したわけではなく、既存の英訳聖書の翻訳の背後にある思想を異端として排斥したのである。例えばモアは英訳聖書の普及に好意的であったが、ティンドゥルの英訳聖書を無知無学、不正直、異端として攻撃し、「教会 church、司祭 priest、愛 charity、恩恵 grace、告白する confess、告解の秘蹟 penance」のような教会的・カトリック的用語をティンドゥルは「教会 congregation、長老 elder、愛 love、恩恵 favour、告白 knowledge、悔改め repentance」などの言葉に置き換えてしまったことを非難したのである。

このような見解を背景にして1530年の大主教ウォーラム主宰の会議の結論が1530年6月22日の国王布告となったわけであるが、1533年春の画期的な「上訴禁止法」によって対ローマ政策の転換が公表され、さらに1534年11月の「国王至上法」によってローマ離脱の総括が行なわれたとき、英訳聖書に対する教会当局の態度も変化をみせはじめた。1534年12月ロンドン聖パウロ大聖堂で開かれたキャンタベリ聖職者会議はつぎのことを国王に請願した。

そしてさらに、国王陛下は聖書がもっとも光輝ある国王陛下によって任命される定評あり、かつ学識ある人々によって一般英語に翻訳され、その人々の教えに従って人々に与えられ、引渡されることを布告することに決めたもうべきである。

他方、英訳聖書そのものについては、M. カヴァデイルが1534年に旧新約聖書を翻訳し、 1535年外国で印刷させた。カヴァデイルは国王へンリ8世へのこの英訳聖書の献詞の中で「5種類の翻訳者から。この聖書を英訳したと記しており、それらはティンドゥル、ルター、 パグニヌス (旧約へブライ語原典からラテン訳を行なったイタリアのドミニコ修道会会員), ヴルガタ聖書および1531年のツーリッヒ聖書と考えられ、 カヴァデイルの独創性は減ぜられるけれども, この聖書が最初の印刷された旧新約全書であったことは重要な点である。ところでこの1535年のカヴァデイル聖書の認可について, モズリは興味ある手紙を提示している。2年後の1537年にもカヴァデイル聖書を再版したサザークのジェイムズ・ニコルスンは1535年8月末頃クロムウェルに一書を送って, つぎのようにクロムウェルの尽力を求めた。

「そして貴下の御親切がたえず――また貴下の御親切のみが――神の言の優先のために全力を挙げて来られましたので、さらに貴下のお力によって聖書が出版されるよう御助力頂きたく存じます。イギリスに到着するはずの聖書の中から一部をジョージ・コンスタンティンに託して貴下にお届け申し上げます。国王陛下の特恵のもとで正純な神の言が現われることを促進すべく、真理への熱意に溢るる貴下の御裁量を求めたいと存じます。もし貴下のお力によって国王陛下の特恵が得られますならば、全イギリスは信仰を最初にイギリスにもたらした聖アウガスティンの名以上に貴下の行為を記憶する好機となりましょう。

つまりクロムウェルはニコルスンからカヴァデイル聖書の認可を国王から獲得することを求められたわけである。この聖書の「扉」には正式の国王認可が印刷されてはおらず、クロムウェルが国王から認可を獲得できたかどうかは不明であるが、ともかくこの聖書の出版が積極的に妨害されないというかたちで刊行されたと考えられる。

このようにしてローマとの対立関係が明らかになった1533年ないし1534年以降,聖書に対する人々の態度の変化の中で,英訳聖書の出版についてヘンリ8世がみずから政治的判断を下したか,さもなくば,かれがそういう判断を下さざるを得なかった力が作用したものと考えられる。

フォックスの伝えるところによれば、1536年総代理クロムウェルの主宰する会議が信仰箇条を決定するために開かれ、聖書に関する多様な見解が活潑に展開された。この会議では討議がはじめられるに際してクロムウェルが「時の流れおよび古い慣習によって是認されることを除いて、聖書に含まれていない信仰箇条・教理は認められない」と述べて、この会議における決定の基準を聖書に置くという原則をまず第一に確立し、ヘリフォード主教フォックスは他の主教たちに向って「俗人たちはいまやわれわれ聖職者たちよりも聖書をよく知っている。ドイツ人はヘブル語、ギリシア語を参照することによって聖書原文をより平明化したので、いまや多くのことがらが聖書博士の注釈によるよりも全然グロスなしによく理解される』と述べた。つまり自国語聖書をもてば、学者の注釈も必要でなく、従来頁の余白に設けられたグロスさえもなしに理解できること、そしてそのような自国語聖書の必要性を強調したわけである。このような英訳聖書普及への願望をはらみつつ、1537年のカヴァデイル聖書の認可へと進むわけで、ニコルスンによって二つ折判と四つ折判の二種類の形で発行され、その四つ折判が国王の認可を受けることになった。

また同年ジョン・ロジァーズはトマス・マシューの名で英訳聖書を発行した。いわゆるマシュー聖書である。ティンドゥル聖書とカヴァデイル聖書を底本にしたものであるが、この翻訳はまずクランマによって読まれ、かれは8月4日クロムウェルにあてて手紙を書き、この翻訳を推薦し、国王の認可を得られるよう依頼した。

「新たに翻訳され、印刷された英語聖書をお届けいたします。これは国王陛下へ献呈される ものであり、さらにこの書のはじめのところにある陛下への献詞によって公刊されるところのも のです。私見によれば、この訳は非常によくできており、それ故閣下が一読されんことを願うものです。翻訳については、私の読んだ限りいままでの翻訳よりすばらしいものです。それでもなお誤りがいくつかありましょう。御存知の通り、だれも十分になしうるものではありませんが、時々改訂されてよいと考えます。この聖書は国王陛下に献上されるもの故に、また公刊に際して払われた多大の苦労と労力の故に、閣下の御配慮で国王陛下が御覧下さるようお取り計らい頂き、かつ今までに制定されて来た法令・布告・勅令に抵触することなくこの聖書が販売され、すべての人々に読まれるよう国王陛下の認可を頂きたくお願いいたします。

クロムウェルはクランマのこの依頼にもとづき、国王にマシュー聖書の認可を懇願したが、国王はこの翻訳の一部はティンドウル訳そのものであることを知っており、認可には難色が示されそうな気色であった。しかし国王は主教たちを出し抜いて聖書認可権が国王のみにあることを誇示するためにか。このマシュー聖書が刊行されることを認めた。つぎの8月13日付クロムウェル宛のクランマ書簡はクロムウェルの努力への謝意と、8月4日から8月13日の間のいずれかの時点で決定された国王によるマシュー聖書の認可を示している。

「私の願いを聞いて頂き、さきに送付いたしました聖書を国王陛下の御覧に供して頂いたのみならず、その聖書が国王陛下の権威によってこの王国で購入され、読まれることの認可を国王陛下から得て頂きましたとのこと、これについての御尽力に対し心からなる感謝を申し述べます。^③

このようにしてカヴァデイルやロジァーズの英訳聖書が国王の認可のもとで出版されたが、やがていわば一種の国定英訳聖書とも考えられる「大聖書 Great Bible」の刊行をみるのである。カヴァデイル聖書の概念の不完全さとマシュー聖書のわずらわしい注や付加事項を改善して、新しい英訳聖書を出版する仕事がそれであり、1538年クロムウェルはマシュー聖書をもとにしてカヴァデイルにこの「大聖書」を作る責任を負わしたものと考えられる。イギリスにおける印刷事情から、カヴァデイルと出版業者グラフトンはパリに赴いて印刷を監督し、1539年4月この大聖書が世に出ることになった。この大聖書の出版に先立って、まだパリにおいて印刷が進みつつあったころ、クロムウェルは1538年9月5日第二回目の『聖職者に対する国王指令』を公布したが、この『国王指令』の中で各教区教会 Parish churchが大聖書を常備することを命じたのである。

「汝は来るべき復活祭までに英語のもっとも大きい巻の旧新約全書―冊を備えなければならない。そして汝の教区民がその聖書にもっとも接しやすく、読みやすくするために、汝が司牧する教会の中の便利な場所にその聖書を置かねばならない。その聖書の負担費用は汝教区牧師と前述の教区民の間で比例して負担される、すなわち半分は汝によって、半分は教区民によって負担されるべきである。

汝は人々がその聖書を読み、その聖書に聞くことをひそかにあるいは公然と阻止してはならない。神の生ける言そのものとしての聖書、救われたいと願うならばすべてのキリスト者が奉じ、信じ、従わなければならない聖書をすべての人々が読む気を起こすようにさせ、人々の心を引き起こし、奨励すべきである。さりながら、聖書の中にあるすべての論争・口論を避け、聖書の真の意味の探求において率直な冷静さを用い、不明な箇所の解明は聖書に関しすぐれた判断力をもつ人に求めることを人々に訓戒すべきである。

この『国王指令』の中にある "the whole Bible of the largest volume, in English" とはおそらくまもなく出来上るはずの大聖書(但し、パリにおける事情から出版が遅れたが)であると考えられ。初版は1539年4月、再版は1540年4月、その後1540年7月と11月、1541年5月、11月、12月にそれぞれ出版され、七版を重ねることになった。

なお、大聖書初版出版と時を同じくして、R. タヴァーナによる聖書が出版された。後述するようにかれはクロムウェルと密接な関係の下でルター派著作を英訳出版しており、クロムウェルの推薦で御壓部の役人となった人物である。このタヴァーナ聖書はマシュー聖書を底本にしたもので1539年二つ折判と四つ折判で出版された。

以上,1530年代における聖書英訳事業の展開とその国王認可の変遷を眺めた結果,1530年と1539年の二つの国王布告の間にみられる重要な変化は特定の時点で劇的に生じたものではないことが明らかになった。反ルター主義,つまりルター的傾向から生ずる異端的翻訳に対する警戒,ひいては聖書翻訳の否定と他方改革派的英語聖書の要求,この両者のバランスの中で聖書英訳事業が進み,まず個人訳聖書が現われて,国王の認可を受け,さらに一種の国定英語聖書も現われて,1530年代の聖書英訳事業は一応完成したわけである。したがって,いわば徐々に英訳聖書はその市民権を獲得したことになる。

それではこのような事業の達成に努めた人はだれであったか。もちろん,翻訳者,出版業者の努力はいうまでもないが,それらの背後にあって英語聖書を重要視し,その公的市民権の獲得につとめた人はだれであったか。

Ш

前節でみた聖書翻訳者たちの中で、もっとも重要とみられる人物はカヴァデイルである。かれはケイムブリッジのアウグスティヌス派托鉢修道士であったが、1527年頃のクロムウェル宛の手紙で知られるようにクロムウェルと接触があり、カヴァデイルは復活祭の前夜にモアの家でクロムウェルとともに過ごした敬虔な交際を思い返しつつ、聖書の研究に着手したことを語っている。この時点でカヴァデイルがすでに聖書の英訳を開始していたかどうかについては疑問が残るが、きもかく少なくとも1527年頃からクロムウェルやモアとのつながりがあったことは確かである。

前述したように1535年のカヴァデイル聖書の認可をめぐってクロムウェルは出版業者ニコルスンから依頼を受けたが、1536年頃からクロムウェルはより積極的に英訳聖書の普及に努力したものとみられる。例えば、前節でみた1538年の第二回目の『国王指令』は大聖書が各教区教会に常備されることを命じたが、ほぼこれと同じ内容の命令が1536年の第一回目の『国王指令』の草案に本来含まれており、何らかの理由で、最終的に削除されたのであった。この1536年の『国王指令』に含まれるはずの英訳聖書に関する項目はつぎの通りである。

「この王国内の教区教会のあらゆる教区牧師あるいは所有者たちは来るべき『聖ペテロ鎖を解かるるの祭日』までにラテン訳と英訳両方の旧新約全書を備え、すべての人がその聖書を見たり読んだりできるように聖歌隊席に置くこと。そして人々がラテン語であるいは英語で聖書のどの部分を読むことを阻止してはならず、むしろ神の言そのものであり、人の魂の糧としての聖書を読むようにすべての人を励まし、説き勧め、勧告すべきである。

この項目が正式の1536年の『国王指令』から削除された理由は、英訳聖書に好意的であった王妃アン・ブリンの1536年5月2日の逮捕と同19日の処刑によってこの項目が国王の怒りに触れ、さらには英訳聖書の普及自体までが実現不可能になることを恐れて、クロムウェルが慎重に処理したことによるであろうとされている。この結果カヴァデイル聖書は政府斡旋による教会備付けの特典からはずされ、従来通りの形で発売されて行くわけであるが、1537年のニコルスンによる再版はその売れ行きの成功を物語るものであろう。

1537年マシュー聖書も現われたが、その国王認可をめぐるクランマのクロムウェルへの依

頼、国王認可の決定、クロムウェルに対するクランマの感謝については前節で見た通りであり、クロムウェルの果した積極的努力がうかがえる。このマシュー聖書を刊行したのはロンドンの食料雑貨商組合の一員であり、アントワープの冒険商人でもあった R. グラフトンで、1537年8月28日かれがクロムウェルに6冊の聖書を贈呈したのに対し、クロムウェルは10月3日10ポンドをグラフトンに与えたことが知られる。かれはクロムウェルにすがって、マシュー聖書が他人によって出版され、自分が印刷させた1,500部が売れなくなることを恐れ、マシュー聖書販売の独占権が少なくとも3年間国王によって自分に与えられることを願い出た。この願いに対してクロムウェルがいかなる返答を与えたかは不明であるが、ニコルスンがマシュー聖書を刊行せず、同年中に国王認可によるカヴァデイル聖書の四つ折判を刊行していることから、恐らくクロムウェルは一方ではグラフトンの権利を認め、他方ではニコルスンがマシュー聖書に手を出すことを断念させて従来通りカヴァデイル聖書の刊行に専念させ、二人の出版業者を対立させることなく取扱ったと考えられる。

つぎに大聖書の刊行についてであるが、1538年5月ごろからパリにおいて大聖書の印刷がはじめられつつあった。大聖書のもとになるものはマシュー聖書であり、その改訂にはカヴァデイルがあたり、マシュー聖書を出版したグラフトンともう一人 E. ウィットチャーチが印刷の監督と出版を担当した。かれらはロンドンのギルドメンバーであり、冒険商人でもあり、おそらくカヴァデイル聖書の出版者ニコルスンよりも大聖書印刷・出版に要する資本力において優れていたものと思われる。こうして大聖書はその底本、改訂者、印刷監督者という三本の柱をカヴァデイル聖書とマシュー聖書の双方から引き出しており、いわば既存の聖書英訳事業の中の要因を取捨選択しつつ人選が行なわれ、まとめられたものといえるわけで、従来の個人訳聖書刊行の実績を踏んまえつつ一つの統合的事業——しかもナショナルな統合事業——として大聖書の印刷・刊行が進められた。

ところでこの大聖書がパリで印刷された理由は如何。駐英フランス大使カスティヨンの 1538年12月31日付フランス宮内庁長官宛の手紙の中にクロムウェルの意見として、パリでの 「印刷は他所よりも鮮明であり、多くの印刷工、豊かな紙材があり、書物が他国におけるよ りも手際よく作られる」故に、パリが印刷地として選ばれたことを伝えている。それではそ もそもこのパリにおける大聖書印刷はだれによって進められた事業であったか。1538年6月 23日のカヴァデイルとグラフトンのクロムウェル宛の手紙によれば「われわれは聖書に関す る貴下の仕事を始めました we be entered into your worke of the byble」とあり、サ ンプルとして羊皮紙に刷った聖書の一部を二部作って国王とクロムウェルに呈すべく送った こと、印刷 (の優れていること) はかならず貴下を満足させるであろうこと、用紙はフラン スでの最良のものを使用したことなどを報告し、その費用はたしかに莫大であって、財政ト の援助をクロムウェルに求め、かつ駐仏イギリス大使その他に手紙を送って頂いて教皇派の 圧力から守ってもらいたい旨を懇願した。また上述のフランス大使の12月31日付の手紙にも、 クロムウェルは「かれ自身の費用で聖書を英語で印刷させた」とあり、さらに印刷費は600 マルク(400ポンド)を投じたことをも述べた。こうして改訳者カヴァデイルと出版業者グ ラフトンのパリ出張となって大聖書の印刷が進められつつあり、その推進者は他ならぬクロ ムウェルであったことが確認される。

しかしこのパリでの印刷は必ずしも順調に進まなかった。1538年8月9日付カヴァデイル、グラフトン、および W. グレイのクロムウェル宛手紙は「貴下の仕事は進捗しつつあり」、「貴下に印刷物の一部をお送りすることはわれわれの最大の義 務」であり、「残りの印刷物もその都度お送りいたしましょう。」と述べ、さらに9月12日付のクロムウェル宛カヴァデイ

ルとグラフトンの手紙にも「聖書印刷の仕事はうまく捗っており、全能の神の恩恵によって 数ヵ月以内に完了することになるでしょう。。と記されており、パリにおける英訳聖書印刷は 一応順調に運ばれつつあった印象をうける。しかし、ガードナに代って1538年7月に新任さ れた駐仏イギリス大使 E. ボナの10月7日付クロムウェル宛手紙は「最近、英語聖書の印 刷に関してパリで妨害があり、その除去のために宮内庁長官へ訴訟がなされましたが、いま だにその目的は達成されておりません。」とフランスにおける実情を述べ、形勢悪化の兆しを 報告したが、12月13日付クロムウェル宛カヴァデイルの「取り急ぎ認められた」手紙は「貴 下に多くの聖書を送付することについてヘリフォード主教は非常に親切でありますので、ヘ リフォード主教に聖書の保護と保管に当ってもらえるよう懇願いたしております。と申しま すのはたとえわれわれへのいわれなき訴訟が起こり、残りの聖書が没収されましょうとも、 少なくともこの送られる聖書だけは貴下のお力添えによって安全でありましょうから [№]と述 べて、最悪の事態に備えヘリフォード主教ボナの手によって印刷物をクロムウェルの手許へ 送ろうとしたわけである。しかしその4日後、つまり12月17日フランス宗教裁判所長官は自 国語聖書の危険性について命令を発し、英訳聖書の印刷者 F.ルニョーらを召喚し、かれらに 英訳聖書の印刷禁止と印刷物の譲渡禁止を命じた。こうしてパリにおける大聖書印刷は終り、 グラフトンとカヴァデイルは英本国に逃れ帰り、印刷物はフランス当局によって没収される ことになった。

このような状況のもとで、クロムウェルは駐英フランス大使カスティヨンと会い、大聖書印刷の収拾策を講じたのである。すでに引用した1538年12月31日付カスティヨンのフランス宮内庁長官宛の手紙によれば、クロムウェルは聖書の本文はラテン語を知らないイギリス人のための逐語訳であり、その聖書はイギリス人以外の人々に用いられるものではないことを明らかにした上、フランス国王がこの聖書の印刷をパリで続けることを許可し賜うならば、何らかの方法でそれに相応する返礼をし、あるいはそれが認められない場合、少なくとも未完成英訳聖書がイギリスに送られることに同意を賜りたい旨を表明した。駐仏イギリス大使ボナもフランス当局に働きかけてイギリス側の要求を明らかにした。1539年1月9日の駐英神聖ローマ帝国大使のカール5世宛手紙に従えば、1539年1月1日フランス国王はボナを手厚く引見し、英訳聖書のすでに印刷された部分はイギリス国王の大使に引渡されるべきであると命じ、さらにその一、二日後、説教でヘンリ8世の名誉を傷つけたフランス人托鉢修道士2名をフランス国王が投獄したことが述べられ、英仏友好の兆しすら現われた。しかし実際には友好関係はそれほど早く現われず、英訳聖書の引渡し実現も不発に終った。

さらに1539年2月25日付の駐英フランス大使カスティヨン宛のフランス宮内庁長官の手紙によれば、2月22日駐仏大使ボナはフランス当局に英訳聖書印刷物の返還を強く要求した。しかし当局はこの要求に応じることの不可能を明言しつつも、原稿だけは没収せず、すでに印刷者に返還されている故、イギリスにもち帰ることができる旨を答えた。このボナの訴えに対してフランス国王の布告が出、よきものはフランスでもイギリスでも印刷されてよく、弊害あるものの印刷は英語が一般に理解されないフランスにおいてでも国王によって黙認されるわけには行かず、英訳聖書はイギリスにおいて印刷されるのがよいとフランス国王は考えるものであるということが言明された。モズリの考えるところではこのフランス国王の布告は活字と印刷機と紙がイギリスに移されてよいという示唆を含んでおり、またフォックスの伝えるところによると印刷機と活字と印刷工がロンドンにもたらされてイギリスで大聖書の印刷が行なわれたというが、その史料的確証はない。

ともかく、パリにおける英訳大聖書印刷の挫折という大事件を経たにもかかわらず、1539

年4月には現実にイギリスで大聖書が発行されることになる。前述の1539年2月25日付の駐英フランス大使宛の手紙以後に印刷器材がイギリスに持ち込まれたとして一ヵ月余,多くみても二ヵ月以内に大聖書の印刷がイギリスで行なわれたことになる。このような短期間で大聖書の印刷は可能であろうか。パリでの印刷は前述したように1538年6月頃から始まり,同年12月の挫折時には未完了であったことを考えあわすと,当然その可能性について疑問が生まれて来る。

これに関係のある一つの推論がなされている。それはモズリによるものであるが、出来上った初版英語大聖書の印刷内容にかかわる推論である。まず大聖書中の後半部新約聖書の「扉」に多くの木版があるが、これらは同じ初版の大聖書の他の大多数の木版と異なるものであり、またこの「扉」の木版は第2版以後の大聖書には決して用いられておらず、それ故おそらくイギリスに持ち込まれ、イギリスで印刷された木版ではなく、フランスで印刷された「扉」がイギリスに持ち込まれて、そのまま製本されたと考えられ、また同様なことが聖マタイ福音書の冒頭にある木版、詩篇の冒頭にあるもう一つの木版についても言えると。つぎに装飾用の頭文字 A, I, P, Tは大きく美しく、一揃いのものであるが、聖書の各書のはじめに約30回用いられている。ところがイギリスで印刷された第2版以後の大聖書にはこれらの頭文字は現われておらず、しかも M. フェザンダによって1543年と1545年にパリで印刷された二つの書物の中にこれらの頭文字が現われていることから、それらの活字はロンドンにもたらされず、大聖書のこれらの部分はパリで印刷されたものと考えられると。こうしてモズリは初版大聖書のほとんどすべての部分はパリで印刷が完了し、グラフトンとウィットチャーチはパリで印刷できず残った部分をロンドンで完成して、発行したと推論する。

つぎに初版大聖書の売価は誰によって決定されたであろうか。1539年11月14日付のクロムウェル宛クランマの手紙によれば、大聖書の印刷者ウィットチャーチは王室付印刷者 T. バートリトとともにクランマを訪ね、大聖書印刷の出費を考慮して定価を13シリング 4 ペンスとしたが、クロムウェルは10シリングにすることを望んでいる故に、もしクロムウェルがかれらに印刷・発行の独占権を与えてくれるならば、この低い定価で大聖書を売ることを受入れるであろうことをクロムウェルに報じている。これに対しクロムウェルはウィットチャーチに大聖書印刷の独占権を与えなかったけれども、クロムウェルは同日本稿第一節で引用した「聖書新訳認可の監督職にトマス・クロムウェルを任命する布告」を国王から得て、5年間クロムウェルの委任による人を除いて英訳聖書を印刷することを禁じ、英訳聖書印刷に関する監督権を握ったわけである。

IV

このようにして1530年代の英訳聖書刊行事業はトマス・クロムウェルの事業として行なわれたということができよう。ウェストコットは「クランマが大聖書の最初の手筈に何か役割を演じたとか、あるいはその事業を熟知していたということすらを示す証拠は何もない。その事業の達成にカヴァデイルが選ばれたこと、そしてカヴァデイルの書簡はまったく大聖書出版がクロムウェル単独の企画であったことを示す』と述べて、クロムウェルが聖書英訳事業、ことに大聖書出版事業において果した役割を高く評価している。

それでは、このようなクロムウェルの貢献はいかなる動機、理由にもとづくものであっただろうか。二、三のクロムウェル伝を繙くと政治的動機を唱える論者がある。例えばメリマンは「英訳聖書の刊行に対するクロムウェルの熱意は………宗教的動機よりもむしろ政治的動機に帰せられねばならない」というし、ワイルディングは「クロムウェルの宗教は非常に

容易に理解されるものである。かれにとって宗教とはとりも直さず政策的なものであり、人々に社会秩序を保たせるもので、信仰とは気まぐれの個人的なものであった。かれの宗教上の解決は人々が国王至上権を信じようと信じまいといずれにせよ人々に国王至上権を誓わせることにあり、またローマとの断絶を恒久化するために人々に聖書を与えることにあった』という。たしかにクロムウェルは宗教改革者ではもちろんなく、何よりも実効を重視する政治家として行為したことは十分考えられよう。しかし、それがかれのすべてであったか。

クロムウェルがルター派に近い信仰をもっていたこと,あるいは少なくともルター派信仰を十分理解し,その支持者として改革派聖職者たちを助けたと考えられる点があるので列挙したい。

まず1536年の第一回目の『聖職者に対する国王指令』の中で、

「これに加えて、種々な人々の心の中へ忍び込んだすべての迷信と偽善が消え去るために、かれら聖職者たちは何らかの迷信・利益のための聖像・聖遺物あるいは奇蹟の展示または賞揚を行なってはならず、国王陛下の権威によって最近公けにされ、また聖職者会議においてこの王国の高位聖職者と一般聖職者によって同意された信条において認められている以外の聖人の巡礼に人々を誘い、そそのかしてはならない。あらゆる良きもの・健康・恩恵はそれらの創造者自身である神にのみ求められ、期待されるべきであって、神なしにそれらは与えられず、神以外のいかなる人に求め、期待すべきでなく、聖人にあれこれの財貨を捧げることがあたかも適当であり、あるいは特権的なものであるかのように考えてはならない。むしろ、かれら聖職者たちは自分たちの教区民にも、他の巡礼者たちにも、このような巡礼に出て歩き廻るよりも自分たちの肉体労働や骨折り、あるいは職業に忠実に励むことによって、また自分たちの家族を養うことによってより多く神を喜ばせることができるということを説いて、神の命令を守り、神の愛の業の成就に人々が心を傾けることを熱心に説き勧めるべきである。また人々が聖像や聖遺物に捧げる筈であったものを貧民や困窮者に与えるならば、人々の魂の養いにより益となることも説き勧めるべきである。

と述べて、伝統的聖像崇拝を退け、現世的職業意識の重視を説いた。

つぎに1538年の第二回目の『聖職者に対する国王指令』において、日曜日と聖日に「主の祈り」または「信経」の一部を朗唱することを命じ、

「それはかれら教区民がそれら「主の祈り」や「信経」を暗誦できるようになるためで、かれらが「主の祈り」と「信経」全体を英語で丸暗記するまで日々同じような稽古あるいは「主の祈り」「信経」の一文を与えるものとする。そしてかれらがこれら全文を暗記することを教えられるとき、なんじ聖職者たちはかれらに「主の祈り」と「信経」のもつ意味を説明し、示すべきであり、すべての両親と家長が、その良心に従って行なうことを義務づけられているように、子供たちと召使いたちに「主の祈り」「信経」を教えることを熱心に勧めるべきである。その上で、なんじらは「十戒」を一つ一つ毎日曜日と聖日に、かれら教区民が同じように完全に暗記できるまで、示すべきである。

と命令している。この箇所はルターの1529年の『小教理問答書』の序文にあるつぎの文章と 類似している。

「一般民衆は――とくに村々において!――キリスト教の教理をまったく知らず、また不幸にも多くの牧師たちはほとんどまったく教える技能も能力も欠いている。そしてすべての人々がキリスト者と呼ばれ、聖なるサクラメントにあずかっておりながら、かれらは主の祈りも信経も十戒も知らない。……年少者に対してまずこれらすべての信仰箇条、つまり十戒、信経、主の祈りなどを本文に従って一語一語教えよ。そうすればかれらはそれを復誦して暗誦するようになる。『

ルターもクロムウェルも安易な儀式主義を排し、 キリスト教の基礎的な教理をたたき込もうとしたわけである。

さらにクロムウェルは同じく第二回目の『国王指令』において聖書にもとづく説教が行な われるべきことを命令した。

「なんじら聖職者たちは前述の教会およびなんじらが責任をもつあらゆる他の教会において、少なくとも3ヵ月に一度は説教をし、また説教をさせるべきである。そしてその説教の中で純粋に真実にキリストの福音そのものを解き明かし、なんじの聴衆にとくに聖書の中で述べられ、命ぜられた愛、憐れみ、信仰のわざにつとめるように勧め、聖書によらないで人間の空想によって工夫された他のわざに希望と信頼を置くべきでないことを勧めるべきである。巡礼に出たり、聖像や聖遺物に金銭、蠟燭、小蠟燭を捧げたり、あるいはそれらにキスをしたり、舐めたり、真意も分らずに、あるいは考えようともせずにロザリオをつまぐって祈りを唱えたりするような迷信に対して聖書に何ら報の約束もないのみならず、反対に偶像崇拝と迷信に陥りやすいもの、神を脅迫しのろうものであり、神の名誉と栄光を傷けるものとして全能の神が他のすべてのつまずきの中でもっとも憎悪し給うものである。②

伝統的宗教慣習の大胆な打破がここに見られ、しかも聖書にもとづく教会のあり方に対するクロムウェルの願いをここに見出すことができる。この一項のあとにも聖像についての伝統的慣習を排する取締りを各聖職者に命じ、聖像の残された存在価値、つまり文盲に対する書物の役割としての聖像、記念としての聖像の使用のみを認めている。

1536年7月に出た『十信条』では、聖像崇拝が迷信に陥ることなく、聖像崇拝を通して神に栄光を帰すべきであるという条件を付した上で聖像の使用が聖書によって正当化され、聖職者たちは聖像使用の正当性を教えなければならないとされたが、上記の『国王指令』はこの聖像使用をさらに厳しく条件付け、聖像崇拝にともなう弊害を排除することに努めたものと考えられる。ただし、聖像崇拝にまつわる悪弊の除去は必ずしもルター派新神学にのみ帰せられるべきではない。ヴァン・ダイクが記すようにエラスムスやモアのごとき人々も敬虔な慣習にまつわる悪弊を非難したということをも留意しておく必要がある。しかも、このことを留意した上で、さらにヴァン・ダイクが「数年間にわたってクロムウェルはイギリスでルター派諸説の流布を助長していた。1536年から1539年の間にリチャード・タヴァーナによって翻訳されたアウグスブルク信仰告白とメランヒトンの弁明書を含む二冊の本がトマス・クロムウェルの命令によって印刷された』と述べることにも注意したい。

クロムウェルは1530年代のヒューマニスト集団の保護者として、かれらの著述・翻訳を助けたが、ルター派の神学書等の翻訳をも強力に推進した。まず1530年頃クロムウェルの世話でタヴァーナはエラスムスの『第一時禱における一つの実のり多き使徒書および結婚礼讃』を翻訳しており、ヴァン・ダイクの記すように1536年にはクロムウェルの命によってタヴァーナは『アウグスブルク信仰告白』を『ドイツ人の信仰告白』と題して翻訳し、その訳書にはクロムウェルへの献詞があり、さらに恐らく同年クロムウェルの指図のもとでメランヒトンの『弁明書』をタヴァーナは『ドイツ人の信仰告白を擁護するメランヒトンの弁明』と題して英訳出版し、1538年にはルター派神学者 E. サルセリウスの『聖書の主要概念』を、また1539年にはシュトラスブルクの改革者 W. カピトの『詩篇選』をともにクロムウェルの命令によって翻訳出版した。

このようなクロムウェルによるルター派神学者の著作の翻訳事業はどのように解釈される べきか。マッコニカによれば、ルター派との当時の政治的交渉の結果として考えられるもの であるとともに、温厚なプロテスタントの主張を用いようとするクロムウェルの意向が反映 しているとし、さらにエルトンは「トマス・クロムウェルこそは、実に本物のプロテスタントであった」と述べて、国家の改革とともに教会の改革にかけたクロムウェルの貢献を高く評価している。

クロムウェルとタヴァーナの関係ばかりではない。パドウアのマルシリウスの『平和の擁護者』の翻訳者として知られる W. マーシァルは、1536年頃ルターの一著作を訳して『真にキリスト者たるある主教の聖像についての説明の書』と題して出版しており、1537年にはカヴァデイルはルターの『詩第22篇についての優れた、また芳しき注解』を出版した。クロムウェルがその影響力を駆使してルター派神学を紹介させたプロテスタントであったこと、さらにそれらの内容を二回にわたる『国王指令』の中に結実させたプロテスタントであったことを理解することはできないであろうか。

さらにもう一つの問題を明らかにしておきたい。クロムウェルは1530年代の政治と宗教の絡み合いの中で、政治的には無能に近い改革派主教たちの保護者・指導者・政治的代弁者として行為したが、その改革派主教たちの代表者クランマ大主教は1538年8月15日クロムウェルに密かにあることを打ちあけた。

「カレイのアダム・ダムプリップについてですが、かれはかつてキリストの体と血そのものが祭壇のサクラメントにおいて存在しないということを教えたり、述べたことがないとこれを全面的に否定し、かつキリストの体と血がそこに実際に存在することを告白しております。しかし、またかれが化体説という考え方を論駁した故に、かれとカルメル修道会のある院長との間に論争があったということをも申しております。そしてそのことの中に、かれが真実のみを教えたと私は考えます。………。

この手紙はクランマのユーカリスト論の変遷、つまりローマ的化体説から改革的聖餐観への移行の一時点を示すものとして引用される史料であるが、視点をかえてクランマとクロムウェルとの関係を照射すれば、この手紙はクランマが化体説への自分の疑念をクロムウェルに打ち明けた重要な史料、あるいは化体説へのクランマのひそかな反論をクロムウェルに伝えてその支持をそれとなく期待した重要な史料と考えることができる。当時は、1536年の『十信条』とそれにつづく『主教の書』が保守・改革両派の教義上の妥協的産物であったそういう時期であり、同時に一方では急進的改革が叫ばれ、他方では保守派の決定的勝利である1539年の『六カ条法』へと進む過渡期であった。そして化体説こそは『十信条』でほのめかされ、また『六カ条法』で宣言されるはずの保守派聖職者たちの中心教義であった。したがって化体説に対するいわば公言をはばかられる疑念を上述の手紙の中でクランマはクロムウェルに打ち明けたことになる。このことは明らかにクロムウェルがかなりの程度プロテスタントであったこと、保守派聖職者と明確に一線を劃していたことを前提として成立したと考えてほぼ間違いない。

V

本稿の「まとめ」に相当するものがあるとすれば、それはすでに前節までに展開されたクロムウェルの英語聖書公刊政策とくに大聖書出版事業ということになる。ここでは聖書出版に関する余話めいたものを挙げてむすびとしたい。

1539年の初版大聖書の扉の木版画はハンス・ホルバインによったものと見倣されているが、これには上部中央にヘンリ8世が坐して、右手でもって聖書をクランマに引渡し、同じく左手でもって聖書をクロムウェルに与えている――いわば国定聖書を表わすデザインであろ

う―。この両者は聖界と俗界を代表するわけで、クランマとクロムウェルはさらに中段左右にも現われてそれぞれに聖書を聖職者と俗人に与えている。そしてこの木版画には、ヘンリ、クランマ、クロムウェルのそれぞれの足許にかれら三人の紋章が刻み込まれている。しかるにクロムウェルの処刑後出版された1541年の大聖書の扉にはまったく同じ木版画が用いられつつも、意識的にクロムウェルの紋章が削られ、その個所は空白のまま出版された。

このようなクロムウェルの紋章の削除・欠落は国王の命令によるものか否かは明らかではないが、ともかくクロムウェルの失脚・処刑にともなう措置であったことは明白である。しかし、この明白な事実問題の指摘にとどまらず、この紋章の欠落ということの中に一つの意味を読み取ることはできないであろうか。つまり、クロムウェルの紋章を欠落・削除させねばならなかったほど大聖書出版、より広く言えば英語聖書出版事業に関するクロムウェルの功績は大きかったと言えるのではないか。1541年の大聖書の扉の中段向って右の円形の空白の中に、

「イギリス・プロテスタンティズムへの、ひいてはイギリス文化へのクロムウェルの最大の貢献は英訳聖書の刊行に際してのクロムウェルの援助にあった。最初の公認英訳、つまりカヴァデイル聖書は1535年に現われ、それが改訂された「大聖書」は1539年に出た。イギリスで聖書がこうして早期にアジデーターの禁断の教本であることをやめ、ある種のゆるやかな保護を受けて、国民の共通財産となったという事実、争うべからざるまた計り知れない結果を伴ったこの事実をわれわれは主としてクロムウェルに負っているのである。」というビンドフの言葉を、また

「クロムウェルの在職中の重要な年月の間にイギリスが渡った川の中で,もっとも広く,もっとも深かった川は、顧みるとこの川であったと思われる。」というディキンズの言葉を刻み込むことは僣越であろうか。

(注)

- ① P.L. Hughes and J.F. Larkin(eds.), *Tudor Royal Proclamations*, vol. 1, New Haven and London, 1964.
- 2 J.F. Mozley, Coverdale and his Bibles, London, 1953, p. 34.
- 3 Hughes and Larkin(eds.), op. cit., pp. 195-196.
- 4 Ibid., pp. 286-287.
- S Philip Hughes, The Reformation in England, vol. 1, London, Fifth, revised ed., 1963, p. 100.
- ⑥ B.F. Westcott, A General View of the History of the English Bible, by W.A. Wright, London, 1905, p. 30, pp. 32-33, p. 44. 但し,モーセの五書は1531年1月に出版したらしいとウェストコットはいう。
- ⑦ Ibid., p. 34. 但し, ラティマはこの会議の決定書に署名しなかった。(Ibid., p. 34, note.)
- Hughes, op. cit., p. 100.
- ⑨ Westcott, op. cit., p. 35. なお, いわゆる保守派主教もモアと同じ見解に立った。後年のことではあるが、1542年の聖職者会議でクランマ大主教が「大聖書」について諮ったところヴルガタ聖書に準ずるよう改訂すべしとの案が出、タンストールとガードナが新約聖書を審査する委員会の長となり、ガードナは聖ルカ福音書を担当することになった。そして2月17日ガードナはヴルガタ聖書から99のラテン語句のリストを読み上げ、それらの特別な意義およびその内容の重要性から聖書英訳に際してはラテン語のままか、できるだけ原語に近い訳語が用いられるべきことを主張した。それらの語句の中にはつぎのようなものがある。キリスト Christus, 主 Dominus, 聖霊 Spiritus Sanctus,教会 ecclesia, 使徒 apostolus, 主教 epis-

copus, 司祭 presbyter, 証人・殉教者 martyr, 秘蹟 sacramentum, 宗教・信心 religio, 痛悔 poenitentia, 按手 impositio manum, 告白 confessio, 恩恵 gratia, 義とする justificare, 愛 charitas, 譬 parabola, 奥義 mysterium. (J.A. Muller, Stephen Gardiner and the Tudor Reaction, London, 1926, p. 104.)

- (1) C.H. Williams (ed.), English Historical Documents, vol. 5, London, 1967, p. 823.
- ① Mozley, op. cit., p. 71.
- ⑫ おそらくケルンにおいて印刷された。Ibid., p. 77.
- (3) M. Coverdale, Remains of Myles Coverdale, ed. G. Pearson (Parker Society), Cambridge, 1846, p. 11.
- (4) Westcott, op. cit., p. 164, Mozley, op. cit., p. 79.
- (15) Ibid., p. 111.
- 16 Ibid., p. 115.
- ① ディキンズはティンドゥルにきびしい国王がルター的傾向をもつカヴァデイルの英訳聖書に対して寛容であったことの理由として、(1)自国語聖書に関心を示していた王妃アン・ブリンの影響。(2)ティンドゥル聖書とカヴァデイル聖書の相違、つまり後者には国王への献詞があり、前者ほどきびしいルター的宣伝がなかったこと。(3)トマス・クロムウェルの影響、を挙げている。A.G. Dickens, Thomas Cromwell and the English Reformation, London, 1959, p. 113.
- Westcott, op. cit., p. 64, J. Foxe, The Acts and Monuments of John Foxe, ed. by G. Townsend, vol. 5, p. 379.
- ⑩ 欄外余白につけられた注解。
- 20 Foxe, op. cit., p. 382.
- 2 Westcott, op. cit., p. 66.
- 2 Ibid., pp. 69-70, T.Cranmer, Miscellaneous writings and letters of Thomas Cranmer, ed. J.E. Cox(Parker Society), Cambridge, 1846, p. 344.
- 2 Westcott, op. cit., p. 71.
- 24 Cranmer, op. cit., p. 345.
- あヴァデイルは1538年英羅対照新約聖書も刊行した。Westcott, op. cit., p. 62.
- 26 Ibid., p. 73.
- H.Gee and W.J. Hardy(eds.), Documents illustrative of English Church History,
 London, 1896, pp. 275-276.
- Westcott, op. cit., p. 76, note 1.
- ② Ibid., p. 77. 大聖書初版は2,500部発行をめざして印刷された。Mozley, op. cit., p. 206.なお、ヒューズによればイギリス17主教区の当時の教区教会の数は8,071。Hughes, op. cit., pp. 32-34.
- Westcott, op. cit., p. 83, G.R. Elton, The Tudor Revolution in Government, Cambridge, 1953, pp. 305-306.
- ③ Westcott, op. cit., pp. 83-84. なお、タヴァーナ聖書の出版はせかされたらしく、パリにおける大聖書の難産とこのタヴァーナ聖書出現の相関関係を推測することはできないであろうか。
- ② 1538年9月5日の第二回目の『国王指令』のあと、同年11月16日に聖書の無許可印刷を禁じる布告、逆に言えば英訳聖書発行公認の手続きを命じた布告が出ている。その一部を訳出するとつぎの通りである。

「この王国で図書の印刷に携わる人もしくは人々は英訳聖書がまず国王陛下もしくは枢密院顧間官の一人,あるいはこの王国の主教の一人によって閲読され、審査され、承認されて、はじめて英訳聖書を印刷し、配布し、販売し、発行することができる。違反すれば、国王陛下

の不興や憤りを惹き起すのみならず、その動産一切を失い、没収され、国王陛下の意のままに投獄の刑に処せられる。 Hughes and Larkin(eds.), op. cit., p. 272.

- 33 Mozley, op. cit., p. 4.
- ③ ウェストコットはカヴァデイルがこのときから聖書英訳についてクロムウェルの保護を受けたとするが、モズリはカヴァデイルが聖書英訳を始めたのは1534年になってからであるとする。Ibid., p. 4.
- Soxe, op. cit., p. 167, G.Burnet, History of the Reformation of the Church of England, Oxford, 1829, vol. I, pt. II, p. 254.
- 36 Mozley, op. cit., p. 121.
- 37 Ibid., p. 126.
- 38 Ibid., pp. 127-128.
- ③ Ibid., p. 129. なお、クロムウェルから主教たちへの一つの回状が出された。その要旨は(1)汝自身の家に公けに英語聖書を備え付けること。(2)各教区教会においても同様のこと。(3)それによってすべての人々が聖書に近づきやすくなること。(4)主教区内の聖職者たちに聖書を用いることを命令せよ等であるが、この回状には日付がなく、『英国史文書集』第5巻には1536年6月とし(William(ed.), op. cit., pp. 823-824.)、メリマンは1538年6月とし(R.B. Merriman, Life and Letters of Thomas Cromwell, vol. II, Oxford, 1902, pp. 144-145.)、さらにエルトンは1539年11月とする(G.R. Elton, Policy and Police: the enforcement of the Reformation in the age of Thomas Cromwell, Cambridge, 1972, p. 260, note 1.)。したがってメリマンの日付によるならば、この回状にはどの英語聖書を常備するか指定されておらず、個々の事情によって安い方のカヴァデイル四つ折判聖書か、大判で印刷のよいマシュー聖書かどちらかを選んだと考えるモズリ説となり(Mozley, op. cit., p. 171.)、エルトンに従えば、この回状は第二回目の『国王指令』後に出されたいわば総仕上げを意味する回状となる(Elton, Policy and Police, p. 260, note 1.)。
- 40 Mozley, op. cit., p. 201.
- 4 A.W. Pollard (ed.), Records of the English Bible, Oxford, 1911, p. 250.
- 43 Ibid., p. 250.
- 4 Ibid., p. 251.
- 45 Ibid., p. 237.
- (6) Ibid., p. 240.
- 47 Ibid., p. 240.
- G 71.1
- 48 Ibid., p. 246.
- 49 Ibid., pp. 246-249.
- 50 Ibid., pp. 250−251.
- ⑤ Ibid., pp. 251−253.
- 52 Mozley, op. cit., p. 207.
- 53 Ibid., pp. 320-321.
- 5 Ibid., pp. 208−209.
- 55 Ibid., p. 209, p. 321.
- 66 Ibid., p. 209.
- 57 Foxe, op. cit., p. 411.
- 59 Mozley, op. cit., p. 215.
- 60 Ibid., pp. 215-216.
- 60 Ibid., p. 216.
- @ Pollard, op. cit., p. 257, Cranmer, op. cit., pp. 395-396.

- 6 Westcott, op. cit., pp. 76-77.
- R.B. Merriman, Life and Letters of Thomas Cromwell, vol. I, Oxford, 1902, p. 131.
- 6 P. Wilding, Thomas Cromwell, London, 1935, p. 213.
- 66 Gee and Hardy(eds.), op. cit., p. 271.
- @ Ibid., p. 276.
- B.J. Kidd(ed.), Documents illustrative of the Continental Reformation, Oxford, 1911, pp. 206-207.
- ® 後述するようにクロムウェルはタヴァーナやマーシァルにルター自身やルター派神学者の著作を翻訳させたし、またそのマーシァルはルター編集の祈禱書を愛し、マーシァルの小祈禱書はルターの教理問答書と小祈禱文からつくられていたといわれる。(W.A. Clebsch, England's $Earliest\ Protestants\ 1520-1535$, New Haven, 1964, p. 255.)。
- @ Gee and Hardy(ed.), op. cit., p. 277.
- ① Ibid., pp. 277-278.
- ② Burnet, op. cit., pp. 459-476. 半田元夫「十信条の成立をめぐって」(『キリスト 教学』第6号)
- 3 P. Van Dyke, Renascence Portraits, London, 1906, p. 179.
- 7 Ibid., p. 245.
- ⑤ とりあえず拙稿「エムパイアとコモンウェルス――トマス・クロムウェルとその思想――」 (『待兼山論叢』第4号,昭和46年3月)参照。
- H.S. Bennett, English Books and Readers 1475 to 1557, Cambridge, 1952, p. 51, p. 297.
- Elton, Policy and Police, p. 424, J.K. McConica, English Humanists and Reformation Politics under Henry VIII and Edward VI, Oxford, repr. (with corrections) 1968, p. 170, Bennett, op. cit., p. 282.
- [®] McConica, op. cit., p. 170, Bennett, op. cit., p. 46, p. 308.
- McConica, op. cit., p. 180, Bennett, op. cit., p. 314.
- McConica, op. cit., p. 183, Bennett, op. cit., p. 285.
- 81 Elton, Policy and Police, p. 424.
- ® McConica, op. cit., p. 170.
- 8 Elton, Policy and Police, p. 424.
- タロムウェルとマーシァルの関係についてはとりあえず前掲拙稿「エムパイアとコモンウェルス」参照。
- 85 McConica, op. cit., p. 315.
- 86 Bennett, op. cit., p. 307.
- 劒 拙稿「イギリス宗教改革とトーマス・クロムウェル」(『岐阜大学教養部研究報告』第3号, 昭和43年3月)
- 8 Cranmer, op. cit., p. 375.
- A.F. Pollard, Thomas Cranmer and the English Reformation 1489-1556, London,
 1905, p. 234, P. Brooks, Thomas Cranmer's Doctrine of the Eucharist, an Essay in
 Historical Development, London, 1965, pp. 7-8.
- ⑩ なお、J.リドリーはこの手紙をクランマ、クロムウェル両人の友情の印とみる (J.Ridley, *Thomas Cranmer*, Oxford, 1962, p. 145.)。
- ⑨ とりあえず前掲拙稿「イギリス宗教改革とトーマス・クロムウェル」参照。
- H.Guppy, The Royal "Injunctions" of 1538 and the "Great Bible." 1539-1541, Bulletin of the John Rayland Library 22 (Apr. 1938), plate 7.
- 93 Ibid., plate 8.
- 9 S.T. Bindoff, Tudor England, London, 1950, p. 109.

⑤ Dickens, op. cit., p. 120.「この川」とは言うまでもなく英語聖書公刊政策, とくに大聖書出版事業である。

本稿は昭和47年度科学研究費補助金による総合研究(課題:ヨーロッパ宗教改革運動と各国におけるその後の展開)の分担研究成果の一部であり、昭和47年10月15日徳島大学で開かれた日本西洋史学会第22回大会における発表に加筆したものである。